

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例制定について

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和元年11月27日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年周南市
条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。